

# 千葉県報

定例  
令和5年3月22日

第13821号

千葉県報

令和5年3月22日(水曜日)

## 主要目次

○	救急病院の認定	一
○	救急病院の申出の撤回	一
○	保安林の指定	一
○	道路の供用開始	一
○	急傾斜地崩壊危険区域の追加指定	二
○	プレジャーボートの保管に関する告示	二
○	選挙管理委員会告示	三
○	地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な選挙人の数	三
○	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出	四
○	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出	四
○	一般競争入札(保留地の処分)の実施	五

## 告示

## 告示

### 千葉県告示第百十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があった次の病院を救急病院と認定した。  
令和五年三月二十二日

名称	所在地	認定の有効期限
千葉県こども病院	千葉市緑区辺田町五七九番地の一	令和八年三月十七日
医療法人社団協和会 滝不動病院	船橋市南三咲四丁目一三番一号	〃
医療法人社団樹徳会 佐倉整形外科眼科病院	佐倉市大崎台三丁目一番一七号	〃
医療法人社団千寿雅会 長谷川病院	市原市八幡一一五番地一	〃

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県告示第百十四号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定する救急業務に協力する旨の申出の撤回があった。  
令和五年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称	所在地
医療法人社団樹徳会 佐倉整形外科病院	佐倉市大崎台四丁目三番地五

### 千葉県告示第百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する。  
令和五年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 保安林の所在場所  
夷隅郡大多喜町葛藤字上ノ代九三番、九四番、字西條一三二番二
- 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐は、択伐による。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

### 千葉県告示第百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、令和五年三月二十三日から次の道路の供用を開始する。  
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び山武土木事務所において、令和五年三月二十二日から三週間、縦覧に供する。

令和五年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
県道山田台大網白里線	大網白里市佛島字大道七四番一地先から富田字八石一番四地先まで

千葉県告示第百十七号

平成十四年千葉県告示第五十八号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)成毛二急傾斜地崩壊危険区域で指定した区域に次の区域を加える。

その関係図書は、千葉県県土整備部河川環境課及び成田土木事務所において縦覧に供する。

令和五年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

次に掲げる地番の土地に設置した標柱第一号と標柱第一二号とを結んだ線、標柱第一二号と標柱第一一号とを結んだ線、標柱第一一号と標柱第一〇号とを結んだ線、標柱第一〇号と標柱第一三号とを結んだ線、標柱第一三号から標柱第二七号までを順次結んだ線及び標柱第二七号と標柱第一号とを結んだ線により囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一〇	成田市	成毛	合貫台	四二八番
一一	〃	〃	〃	三九七番一
一二	〃	〃	〃	三九八番一
一三	〃	〃	〃	三九八番一
一四	〃	〃	〃	三九八番一
一五	〃	〃	〃	四〇〇番
一六	〃	〃	〃	四〇一番
一七	〃	〃	〃	四〇四番一
一八	〃	〃	〃	四〇四番一
一九	〃	〃	〃	四〇六番一
二〇	〃	〃	〃	四〇六番一
二一	〃	〃	〃	四〇七番一
二二	〃	〃	〃	四〇八番一
二三	〃	〃	〃	四〇八番一
二四	〃	〃	〃	四〇三番

二四	〃	四〇二番
二五	〃	三九九番二
二六	〃	四二六番
二七	〃	四二六番
合	台	

千葉県告示第百十八号

千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例(平成十四年千葉県条例第四十一号)第十二条第一項の規定により保管したプレジャーボートの所有者等の氏名又は名称及び住所を知ることができないので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

なお、関係者は、葛南港湾事務所において保管プレジャーボータ帳を閲覧することができる。

令和五年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 船名  
PASSPORT一九
- プレジャーボートの長さ及び幅  
1 長さ  
五・七メートル  
2 幅  
二・二メートル
- プレジャーボートが放置されていた場所  
平成二十年千葉県告示第八十号(千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づく重点適正化区域の指定)で指定した栄水路重点適正化区域内
- プレジャーボートを移動した年月日  
令和五年一月十八日
- プレジャーボートの保管を開始した日時  
令和五年一月十八日午前十時
- プレジャーボートを保管している場所  
船橋市潮見町二九番(中央埠頭一号物揚場)
- 所有者等が負担すべき移動及び保管の費用の額  
1 移動の費用の額  
七万九千七百七十円  
2 一日当たりの保管の費用の額  
四千六百六十円(保管を開始した日の翌日から起算して三十日を超える日以後の期間にあっては、六百五十円)

八 その他プレジャーボートを返還するために必要な事項  
 プレジャーボートの返還を申請する者は、氏名又は名称及び住所を証するため必要な書類並びに印鑑を持参の上、葛南港湾事務所まで来所すること。

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項（条例の制定又は改廃の請求）及び第七十五条第一項（監査の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の五分の一の数、同法第七十六条第一項（議会の解散の請求）、第八十一条第一項（長の解職の請求）及び第八十六条第一項（副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項（教育委員会長の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項（議員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、それぞれ次のとおりである。

令和五年三月二十二日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

- 一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五分の一の数 一〇五、三九六
- 二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 七五八、七二五人
- 三 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超えない場合における選挙権を有する者の三分の一の数
  - 長生郡選挙区 一六、七一四人
  - 千葉市中央区選挙区 五九、一五六人
  - 千葉市花見川区選挙区 四九、八四〇人
  - 千葉市稲毛区選挙区 四三、九四四人
  - 千葉市若葉区選挙区 四一、六〇〇人
  - 千葉市緑区選挙区 三五、六三四人
  - 千葉市美浜区選挙区 四一、二四一人

- 銚子市・香取郡東庄町選挙区 二〇、〇一七人
- 館山市選挙区 一二、九九六人
- 木更津市選挙区 三七、六二〇人
- 野田市選挙区 四二、九四〇人
- 茂原市選挙区 二五、一二三人
- 成田市選挙区 三五、〇六六人
- 佐倉市・印旛郡酒々井町選挙区 五四、二八二人
- 東金市選挙区 一六、一五五人
- 旭市選挙区 一七、七六〇人
- 習志野市選挙区 四八、三〇六人
- 柏市選挙区 一一九、四五八人
- 勝浦市・夷隅郡選挙区 九、四七三人
- 市原市選挙区 七六、一九〇人
- 流山市選挙区 五五、三一六人
- 八千代市選挙区 五五、九四五人
- 我孫子市選挙区 三七、二九四人
- 鴨川市・南房総市・安房郡選挙区 二一、六七一人
- 鎌ヶ谷市選挙区 三〇、九二五人
- 君津市選挙区 二三、三八〇人
- 富津市選挙区 一二、三〇四人
- 浦安市選挙区 四七、〇〇二人
- 四街道市選挙区 二六、一一六人
- 袖ヶ浦市選挙区 一八、〇二五人
- 八街市選挙区 一九、〇二六人
- 印西市・印旛郡栄町選挙区 三四、五七七人
- 白井市選挙区 一七、一九三人
- 富里市選挙区 一三、五二二人
- 匝瑺市選挙区 九、八七八人
- 香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区 二六、四九〇人
- 山武市・山武郡選挙区 二六、八八九人
- いすみ市選挙区 一〇、五〇五人
- 大網白里市選挙区 一三、九〇四人
- 四 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超え八十万以下の場合におけるその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
  - 市川市選挙区 一三四、九二九人

船橋市選挙区 一五五、七九四人  
松戸市選挙区 一三五、八四六人

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和五年三月二十二日から七月二十四日まで縦覧に供する。  
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年三月二十二日から七月二十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
令和五年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
クスリのアオキ広場店  
鴨川市広場字松崎八五八番一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲  
石川県白山市松本町二、五一二番地

ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲  
石川県白山市松本町二、五一二番地

3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和五年十月二十三日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、二二七平方メートル

5 駐車場の収容台数  
四六台

6 駐輪場の収容台数  
三六台

7 荷さばき施設の面積  
六二平方メートル

8 廃棄物等の保管施設の容量

七立方メートル

9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時四十五分  
来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午後十時まで

10 駐車場の自動車の出入口の数  
二か所

11 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで

12 届出年月日  
令和五年二月二十二日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び鴨川市建設経済部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。  
その届出は、令和五年三月二十二日から七月二十四日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年三月二十二日から七月二十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
令和五年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゆりのき台ショッピングプラザ  
八千代市ゆりのき台三丁目一番七ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 新居田滝人

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 小林昭次

5 変更年月日  
令和四年十月三日

二 届出年月日

令和四年十二月十六日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び八千代市経済環境部商工観光課

一般競争入札(保留地の処分)の実施

千葉県都市計画事業土地区画整理事業に係る保留地の処分に関する規則(平成九年千葉県規則第十号。以下「規則」という。)第三条の規定により、次のとおり一般競争入札により保留地を処分する。

令和五年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 処分する保留地

物件番号	所在	面積	最低売却価格
1	流山市(流山市都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業区域内四〇街区一画地)	二、一二〇・四一㎡	三六八、九五二、〇〇〇円
2	流山市(流山市都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業区域内六六街区一八画地)	一、七二五・八四㎡	三四一、七一六、〇〇〇円
3	流山市(流山市都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業区域内一一八街区一画地及び一二〇街区三画地)	一、七〇六・四〇㎡	二六七、〇五一、〇〇〇円

二 入札に参加する者に必要な資格

- 規則第四条第一号から第三号までに該当しない者であること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員に該当しない者であること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であること。
- 全ての都道府県税並びに法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

三 契約条項及び分譲案内書を示す場所並びに問合せ先

流山市南流山一丁目一三番地 千葉県流山区画整理事務所 電話〇四(七一三八)六

三六〇

四 入札及び開札の期間及び場所等

- 入札の期間 令和五年六月一日(木曜日)及び二日(金曜日)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日の午後五時までとする。
- 入札の場所 千葉県流山区画整理事務所
- 入札書の提出方法 簡易書留による郵送又は本人若しくは代理人の持参によるものとする。
- 入札参加上の注意

4 入札参加上の注意

(一) この入札に参加を希望する者は、七による入札参加の申込みを行い、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この入札に参加することができない。

(二) 入札書には、分譲案内書による所定の入札保証金提出書に、五による入札保証金に係る納付書兼領収書を貼り付けたものを添付すること。

5 開札の日時及び場所 次のとおりとする。

物件番号	日時	場所
1	令和五年六月五日(月曜日) 午前九時三十分	千葉県流山区画整理事務所三階入札室
2	令和五年六月五日(月曜日) 午前十時	
3	令和五年六月五日(月曜日) 午前十時三十分	

五 入札保証金

納付するものとし、その額は、見積金額の百分の五以上とする。

六 入札の無効

規則第十一条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

七 入札参加の申込期間、受付場所及び申込方法

- 申込期間 令和五年四月二十日(木曜日)及び二十一日(金曜日)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 受付場所 千葉県流山区画整理事務所
- 申込方法 事前に三の問合せ先に電話で連絡の上、分譲案内書による所定の書類を本人又は代理人が持参して行うものとする。

八 その他

- 代金の支払方法 売買契約の締結日までに、契約保証金として売買代金の百分の十以上を納付し、売買代金と契約保証金との差額を同日から起算して六十日以内に、県が発行する納入通知書により支払うものとする。
- その他 詳細は、分譲案内書による。

購読料

本号

一部

一八円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八